

国指定名蔵なぐらアンパル鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新】

令和5年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定名蔵アンパル鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県石垣市所在シーラ浜南端を起点とし、同所から東進し県道石垣港伊原間線との交点に至り、同所から県道石垣港伊原間線を南進し名蔵川右岸河口との交点に至り、同所から同川右岸を東進し県道石垣浅田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道新川白保号線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同県道の延長線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という）との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み観音崎西端に至り、同所から西進し観音崎西方沖合 500 mの地点に至り、同所から北東に進みシーラ浜南端西方沖合 500mの地点に至り、同所から東進し起点に至る線で囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和 5（2023）年 11 月 1 日から令和 25（2043）年 10 月 31 日（20 年間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林、干潟、海浜、海面、原野、海岸林等の多様な自然環境がまとまって存在している。

このため、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥類の中継地又は越冬地となるとともに、八重山諸島特有の猛きん類、森林性鳥類等多様な鳥類の生息の場となっており、水鳥類ではクロツラヘラサギ、セイタカシギ及びアカアシシギ等、猛きん類ではカンムリワシ、チュウヒ及びツミ（亜種リュウキュウツミ）等、森林性鳥類ではキンバト、オオクイナ等の環境省レッドリスト 2020 に掲載された希少鳥類の生息が確認されている。

以上のとおり、当該区域は、亜熱帯特有の自然環境を有し、水鳥類だけでなく猛きん類、森林性鳥類など多様な希少鳥類が、1,000ha あまりのまとまった区域で確認されているという特徴があることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に基づく鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 鳥類の渡来状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 採餌、休息時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び地元地方公共団体との連携による市民参加の清掃活動等に取り組む。
- 3) 関係機関及びNPOなどとも連携を図りつつ、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の

場として活用を図る。

- 4) 当該区域の無秩序な利用による鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係機関、地域住民等と連携協力して鳥類の生息・利用環境の保全を図る。
- 5) 特定外来生物等の侵入状況について定期的に情報を収集し、区域内の鳥獣類の生息・利用等に影響を及ぼすおそれのある場合は対策を検討する。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

沖縄県石垣島は南西諸島の南端にあり 面積は約 229 km²で県内では沖縄島、西表島に次いで三番目に大きい島である。

同島北部には、沖縄県最高峰の於茂登岳(標高 525.6m)があり、ここから北東部及び北西部の半島へ標高 300~400m の山々が連なっている。於茂登岳から東に流れる宮良川の流域から島の南側にかけては水田や畑地が広がり、於茂登岳とバナナ岳に囲まれた地域には名蔵川が流れ、名蔵平野が広がっている。

当該鳥獣保護区は 名蔵川下流部に位置し、マングローブ林や干潟、海浜、海面、海岸林、原野等がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

名蔵川河口地域は、海に開けた窪地状の地形をなしている。この窪地に土砂が堆積してマングローブ林を形成し、海岸部には砂嘴が形成され、全体としてラグーンを形成している。

名蔵川では河口から約 3 km 上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いには、新期砂丘砂層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

当該鳥獣保護区はマングローブ林を主とし、その構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ、マヤブシキの 6 種である。1986 年頃からマングローブ林の拡大が確認されている。マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により広がっている。

エ 動物相の概要

当該鳥獣保護区は、餌動物となる底生生物や魚類が豊富であるため、鳥類の生息数が多く、平成 21 年度～令和元年度における鳥獣保護管理員による調査結果からは、41 科 170 種の生息が確認されている。また、既存文献から、哺乳類については、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシ等、魚類については、ミナミトビハゼ等のハゼ科やゴ

マフエダイ等のフエダイ科等、底生生物については、アラスジケマンガイ等の貝類やミナミアシハラガニ等の甲殻類等、両生類・爬虫類については、サキシマヌマガエル、ホオグロヤモリ、キシノウエトカゲ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

・平成30年度 有害鳥獣捕獲許可件数 36件（うち、石垣市全域としての許可10件）

加害鳥獣 イノシシ、カラス、キジ、キジバト、カモ、クジャク、バン

被害品目 コメ、サトウキビ、甘しょ、畜産飼料

・令和元年度 有害鳥獣捕獲許可件数 31件（うち、石垣市全域としての許可10件）

加害鳥獣 イノシシ、クジャク、キジ、カラス、カモ、キジバト

被害品目 コメ、サトウキビ、パイン、ヘチマ、畜産飼料、畜産（牛）

・令和2年度 有害鳥獣捕獲許可件数 43件（うち、石垣市全域としての許可19件）

加害鳥獣 イノシシ、クジャク、キジ、カモ

被害品目 コメ、サトウキビ、パイン、甘しょ、カボチャ、ニンジン、ヘチマ

5 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 2本

(2) 案内板 3基

6 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林を中心に、多様な自然環境がまとまって存在している。このため、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥類の中継地又は越冬地となるとともに、猛きん類、森林性鳥類など多様な希少鳥類の生息地となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

7 参考事項

(1) 当初指定

平成15年11月1日（平成15年10月30日環境省告示第116号）

別表1 名蔵アンバル鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(1145)		(1145)	(157)		(157)			
林野	1147 ha	ha	1147 ha	154 ha	ha	154 ha	ha	ha	ha
農耕地	(63)		(63)	(17)		(17)			
水面	76 ha	ha	76 ha	61 ha	ha	61 ha	ha	ha	ha
その他	(26)		(26)	(5)		(5)			
	27 ha	ha	27 ha	0.1 ha	ha	0.1 ha	ha	ha	ha
	(986)		(986)	(60)		(60)			
	965 ha	ha	965 ha	41 ha	ha	41 ha	ha	ha	ha
	(70)		(70)	(75)		(75)			
	79 ha	ha	79 ha	52 ha	ha	52 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(0.02)		(0.02)	(0)		(0)			
国有林	78.9 ha	ha	78.9 ha	78.9 ha	ha	78.9 ha	ha	ha	ha
林野庁所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
保安林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
その他	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
普通林	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	(0)		(0)	(0)		(0)			
農林水産省所管	78.9 ha	ha	78.9 ha	78.9 ha	ha	78.9 ha	ha	ha	ha
環境省所管	(0.02)		(0.02)	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
	0.01 ha	ha	0.01 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
	(0)		(0)	(0)		(0)			
	78.9 ha	ha	78.9 ha	78.9 ha	ha	78.9 ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	(8)		(8)	(3)		(3)			
都道府県有地	8.4 ha	ha	8.4 ha	3.4 ha	ha	3.4 ha	ha	ha	ha
制限林地	(5)		(5)	(1)		(1)			
保安林	4.4 ha	ha	4.4 ha	1.4 ha	ha	1.4 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	(0)		(0)	(0)		(0)			
その他	0.9 ha	ha	0.9 ha	0.01 ha	ha	0.01 ha	ha	ha	ha
普通林地	0.9 ha	ha	0.9 ha	0.01 ha	ha	0.01 ha	ha	ha	ha
市町村有地等	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
保安林	(0)		(0)	(0)		(0)			
砂防指定地	0.4 ha	ha	0.4 ha	0.4 ha	ha	0.4 ha	ha	ha	ha
その他	(5)		(5)	(0)		(0)			
普通林地	3.1 ha	ha	3.1 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
市町村有地等	(3)		(3)						
制限林地	4 ha	ha	4 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
保安林	(0)		(0)	(0)		(0)			
砂防指定地	0.01 ha	ha	0.01 ha	0.01 ha	ha	0.01 ha	ha	ha	ha
その他	0.01 ha	ha	0.01 ha	0.01 ha	ha	0.01 ha	ha	ha	ha
普通林地	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
市町村有地等	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha
制限林地	(0)		(0)	(0)		(0)			
保安林	0.2 ha	ha	0.2 ha	0.2 ha	ha	0.2 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	(3)		(3)	(2)		(2)			
その他	3.8 ha	ha	3.8 ha	1.8 ha	ha	1.8 ha	ha	ha	ha
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									
砂防指定地									
その他									
普通林地									
市町村有地等									
制限林地									
保安林									

┌ 特別地域										
└ 普通地域										
自然公園法による地域	172 ha	ha	172 ha	152 ha	ha	152 ha	ha	ha	ha	ha
┌ 特別保護地区	0 ha		0 ha	0 ha		0 ha				
┌ 特別地域	168 ha		168 ha	152 ha		152 ha				
└ 普通地域	4 ha		4 ha	0 ha		0 ha				
文化財保護法による地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定名蔵アンパル鳥獣保護区

目	科	種	種の指定等	備考	
キジ	キジ	○ キジ	—	外来	
		○ インドクジャク	—	外来	
カモ	カモ	<u>ヒシクイ</u>	VU・NT	冬鳥、旅鳥	
		マガン	NT	迷鳥	
		コハクチョウ	—	迷鳥	
		<u>ツクシガモ</u>	VU	冬鳥、旅鳥	
		オシドリ	DD	冬鳥	
		○ オカヨシガモ	—	冬鳥	
		ヨシガモ	—	迷鳥	
		○ ヒドリガモ	—	冬鳥	
		○ マガモ	—	冬鳥	
		○ カルガモ	—	冬鳥	
		○ ハシビロガモ	—	冬鳥	
		○ オナガガモ	—	冬鳥	
		シマアジ	—	旅鳥、冬鳥	
		○ コガモ	—	冬鳥	
		ホシハジロ	—	冬鳥	
		○ キンクロハジロ	—	冬鳥	
		○ スズガモ	—	冬鳥	
		カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ	—
ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	—	外来	
		○ キジバト	—	留鳥	
		ベニバト	—	迷鳥	
		○ <u>キンバト</u>	EN・国内希少・国天	留鳥	
		○ ズアカアオバト	—	留鳥	
カツオドリ	ウ	○ カワウ	—	冬鳥	
ペリカン	サギ	○ ヨシゴイ	NT	冬鳥	
		○ リュウキュウヨシゴイ	—	留鳥	
		○ ゴイサギ	—	留鳥	
		○ ササゴイ	—	冬鳥、旅鳥	
		○ アカガシラサギ	—	冬鳥	
		ジャワアカガシラサギ	—	迷鳥	
		○ アマサギ	—	旅鳥、冬鳥	
		○ アオサギ	—	冬鳥	
		○ ムラサキサギ	—	冬鳥	
		○ ダイサギ	—	冬鳥、旅鳥	
	○ チュウサギ	NT	冬鳥		
	○ コサギ	—	冬鳥		
	○ クロサギ	—	留鳥		
	カラシラサギ	NT	旅鳥		
	トキ		ブロンズトキ	—	迷鳥
			ヘラサギ	DD	迷鳥
			○ <u>クロツラヘラサギ</u>	EN・国内希少	旅鳥
	ツル	クイナ	○ <u>オオクイナ</u>	EN	留鳥
			クイナ	—	冬鳥
			○ シロハラクイナ	—	留鳥
ヒメクイナ			—	旅鳥、冬鳥	
○ ヒクイナ			—	留鳥	
○ バン			—	留鳥	
オオバン			—	冬鳥	
目	科	種	種の指定等	備考	

チドリ	チドリ	○ タゲリ	—	冬鳥		
		○ ケリ	DD	迷鳥		
		○ ムナグロ	—	旅鳥、冬鳥		
		○ ダイゼン	—	冬鳥		
		○ コチドリ	—	冬鳥		
		○ シロチドリ	VU	留鳥		
		○ メダイチドリ	国際希少	旅鳥、冬鳥		
		○ オオメダイチドリ	国際希少	旅鳥、冬鳥		
		セイタカシギ	○ <u>セイタカシギ</u>	VU	冬鳥、旅鳥	
	ソリハシセイタカシギ	—	旅鳥			
シギ	シギ	○ オオジシギ	NT	旅鳥、冬鳥		
		○ ハリオシギ	—	旅鳥、冬鳥		
		○ チュウジシギ	—	旅鳥		
		○ タシギ	—	冬鳥		
		○ オグロシギ	—	旅鳥		
チドリ	シギ	○ チュウシャクシギ	—	旅鳥、冬鳥		
		○ ダイシャクシギ	—	冬鳥		
		○ <u>ホウロクシギ</u>	VU・国際希少	冬鳥		
		○ <u>ツルシギ</u>	VU	旅鳥、冬鳥		
		○ <u>アカアシシギ</u>	VU	冬鳥、旅鳥		
		○ コアオアシシギ	—	旅鳥		
		○ アオアシシギ	—	旅鳥、冬鳥		
		○ クサシギ	—	冬鳥		
		○ <u>タカブシギ</u>	VU	旅鳥、冬鳥		
		○ キアシシギ	—	旅鳥、冬鳥		
		○ ソリハシシギ	—	旅鳥		
		○ イソシギ	—	冬鳥		
		○ キョウジョシギ	—	旅鳥、冬鳥		
		○ オバシギ	国際希少	旅鳥		
		○ ミユビシギ	—	旅鳥		
		○ トウネン	—	旅鳥、冬鳥		
		○ オジロトウネン	—	冬鳥		
		○ ヒバリシギ	—	冬鳥		
		○ <u>アメリカウズラシギ</u>	—	旅鳥		
		○ ウズラシギ	—	旅鳥		
		○ <u>サルハマシギ</u>	国際希少	旅鳥		
		○ ハマシギ	NT	冬鳥		
		○ <u>アシナガシギ</u>	—	迷鳥		
		○ <u>キリアイ</u>	—	旅鳥		
		○ <u>エリマキシギ</u>	—	旅鳥、冬鳥		
		レンカク	レンカク	—	迷鳥	
		タマシギ	○ <u>タマシギ</u>	VU	迷鳥	
		ミフウズラ	○ <u>ミフウズラ</u>	—	留鳥	
		ツバメチドリ	<u>ツバメチドリ</u>	VU	旅鳥、夏鳥	
		カモメ	カモメ	○ ユリカモメ	—	冬鳥
				○ <u>ズグロカモメ</u>	VU	冬鳥
				○ <u>オオアジサシ</u>	VU	夏鳥
○ <u>コアジサシ</u>	VU			旅鳥		
○ <u>ベニアジサシ</u>	VU			夏鳥		
○ <u>エリグロアジサシ</u>	VU			旅鳥		
○ <u>クロハラアジサシ</u>	—			旅鳥		
○ <u>ハジロクロハラアジサシ</u>	—			旅鳥		

タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	冬鳥
		カタグロトビ	—	迷鳥
		○ <u>カンムリワシ</u>	CR・国内希少・特天	留鳥
		○ <u>チュウヒ</u>	EN・国内希少	冬鳥
		○ <u>ツミ</u>	EN	留鳥
		ハイタカ	NT	冬鳥
		○ <u>サシバ</u>	VU	旅鳥、冬鳥
		ノスリ	—	冬鳥
フクロウ	フクロウ	○ リュウキュウコノハズク	—	留鳥
		○ アオバズク	—	留鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ	—	旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	○ アカショウビン	—	夏鳥
		○ カワセミ	—	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ	—	冬鳥
		ハヤブサ	VU・国内希少	冬鳥
スズメ	サンショウクイ	○ サンショウクイ	—	留鳥
	カササギヒタキ	○ サンコウチョウ	—	夏鳥
	モズ	○ アカモズ	—	冬鳥
	カラス	○ ハシブトガラス	—	留鳥
	シジュウカラ	○ シジュウカラ	—	留鳥
	ヒバリ	ヒバリ	—	冬鳥、旅鳥
	ツバメ	○ ショウドウツバメ	—	旅鳥
		○ ツバメ	—	旅鳥
		○ リュウキュウツバメ	—	留鳥
		○ コシアカツバメ	—	旅鳥
	ヒヨドリ	○ シロガシラ	—	留鳥
		○ ヒヨドリ	—	留鳥、冬鳥
	ウグイス	○ ウグイス	—	冬鳥
	ムシクイ	ムジセッカ	—	旅鳥
		○ キマユムシクイ	—	冬鳥
		コムシクイ	—	旅鳥
		○ メボソムシクイ	—	旅鳥
	メジロ	○ メジロ	—	留鳥
	ヨシキリ	○ オオヨシキリ	—	冬鳥、旅鳥
	セッカ	○ セッカ	—	留鳥
	ムクドリ	○ ギンムクドリ	—	冬鳥
		○ ムクドリ	—	冬鳥
		○ カラムクドリ	—	冬鳥
バライロムクドリ		—	迷鳥	
ヒタキ	トラツグミ	—	冬鳥	
	マミチャジナイ	—	冬鳥	
	○ シロハラ	—	冬鳥	
	○ アカハラ	—	冬鳥	
	○ ツグミ	—	冬鳥	
	○ ノゴマ	—	冬鳥	
	ジョウビタキ	—	冬鳥	
	ノビタキ	—	旅鳥、冬鳥	
	○ イソヒヨドリ	—	留鳥	
	○ エゾビタキ	—	旅鳥	
スズメ	ニューナイスズメ	—	迷鳥	
	○ スズメ	—	留鳥	
カエデチョウ	シマキンバラ	—	外来	

スズメ	セキレイ	○ ツメナガセキレイ	—	冬鳥、旅鳥	
		キガシラセキレイ	—	迷鳥	
		○ キセキレイ	—	冬鳥	
		○ ハクセキレイ	—	冬鳥、旅鳥	
		マミジロタヒバリ	—	冬鳥	
		ビンズイ	—	冬鳥	
		セジロタヒバリ	—	迷鳥	
		○ ムネアカタヒバリ	—	冬鳥	
		○ タヒバリ	—	冬鳥	
		アトリ	○ アトリ	—	冬鳥
				カワラヒワ	—
○ マヒワ	—			冬鳥	
ホオジロ	ホオアカ	—	冬鳥		
		○ コホオアカ	—	冬鳥	
		カシラダカ	—	冬鳥	
		ミヤマホオジロ	—	冬鳥	
合計	14目	41科	170種		

(注)

1. データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成21年度～令和元年度の254回分)に拠った。

2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)

国内希少:国内希少野生動植物種、国際希少:国際希少野生動植物種

文化財保護法

特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載した。外来鳥獣については、外来と記載した。

6. ヒシクイ、ヒクイナ、ツミ、サンショウクイ、アカモズは下記のように取り扱った。

ヒシクイ :オオヒシクイの記録もあったことから、環境省レッドリストの亜種ヒシクイ、亜種オオヒシクイ両方のランクを記載した

ヒクイナ :リュウキュウヒクイナの記録であったことから、環境省レッドリスト掲載種として取り扱わなかった。

ツミ :リュウキュウツミの記録であったことから、環境省レッドリストの亜種リュウキュウツミのランクを記載した。

サンショウクイ :リュウキュウサンショウクイの記録であったことから、希少鳥獣、環境省レッドリスト掲載種として取り扱わなかった。

アカモズ :シマアカモズの記録であったことから、希少鳥獣、環境省レッドリスト掲載種として取り扱わなかった。

(別表3)国指定名蔵アンパル鳥獣保護区

目	科	種	種の指定等	備考
コウモリ	オオコウモリ	ヤエヤマオオコウモリ	EN・国内希少	
	ヒナコウモリ	リュウキュウユビナガコウモリ		
	カグラコウモリ	カグラコウモリ		
ウシ	イノシシ	リュウキュウイノシシ		
ネズミ	ネズミ	クマネズミ		外来
合計	3目	5科	5種	

(注)

1. データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成21年度～令和1年度の254回分)に拠った。
2. 哺乳類の目・科・種(和名)及び配列は、「日本の哺乳類 改訂2版」(阿部 他 2008)に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2020

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)国内希少:国内希少野生動植物種、国際希少:国際希少野生動植物種
文化財保護法

特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、外来鳥獣を外来と記載した。

124° 8'0"E

1:30,000

ぶどうま岳
△361.2



0 0.5 1 1.5 2 2.5 km

24° 24'0"N

24° 22'0"N

有藤湖

名蔵川

名蔵

石垣市


石垣島天文台
前笠岳
△107

名蔵トンネル

馬入岳

和幸寺

凡例

 名蔵アンパル鳥獣保護区

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 280

※本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

